

保育施設入園申込みに伴う個人番号（マイナンバー）の記載と本人確認について

マイナンバー制度の開始にあたり、平成 28 年 1 月 1 日以降、保育施設の利用申込関係書類の一つである「支給認定申請書」にマイナンバーを記載していただくことになります。

つきましては、申請書を提出の際にはマイナンバーを記載していただくとともに、本人確認（【番号確認】と【身元確認】）が必要となりますので、下記の内容にご注意ください。

郵送の際は、個人情報保護の観点から簡易書留等確実な方法でお送りください。

□マイナンバーの記載が必要な書類と対象者

申請内容	申請書類	対象者
保育園・認定こども園・小規模保育施設等に 入園申込する場合	支給認定申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・入園申請児童 ・申請者（保護者） ・申請者（保護者）の配偶者 ・父母以外の方が家計の主宰者となる場合には、家計の主宰者 (例) 同居(同住所に住む)の祖父母、パートナー

□番号確認及び身元確認のための書類

提出方法	来庁者	提示書類(下記一覧でご確認ください)
来 庁	保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の番号確認書類 ・窓口に来られた保護者の身元確認書類
	代理人（親権者以外） ※同一世帯の親族であっても委任状は必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ・委任状 ・申請者の番号確認書類またはその写し ・代理人の身元確認書類
郵 送	—	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の番号確認書類の写し ・申請者の身元確認書類の写し

提示書類一覧

個人番号 (マイナンバー)カード	番号確認書類	身元確認書類	
持っている	<input type="checkbox"/> 個人番号カード（両面） ※個人番号カードのみで「番号確認」と「身元確認」の両方ができます		
持っていない	以下の書類から 1 点 + A の書類 1 点 または B の書類 2 点		
	<input type="checkbox"/> 通知カード (氏名・住所が申請書類の内容と一致している場合に限る)	A	<input type="checkbox"/> <顔写真付き身分証明書> 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、官公署発行の写真付身分証明書（住民基本台帳カード、官公署の職員証等）
	<input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写し <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票記載事項証明書	B	<input type="checkbox"/> <顔写真なし身分証明書> 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、学生証、社員証、母子健康手帳等